

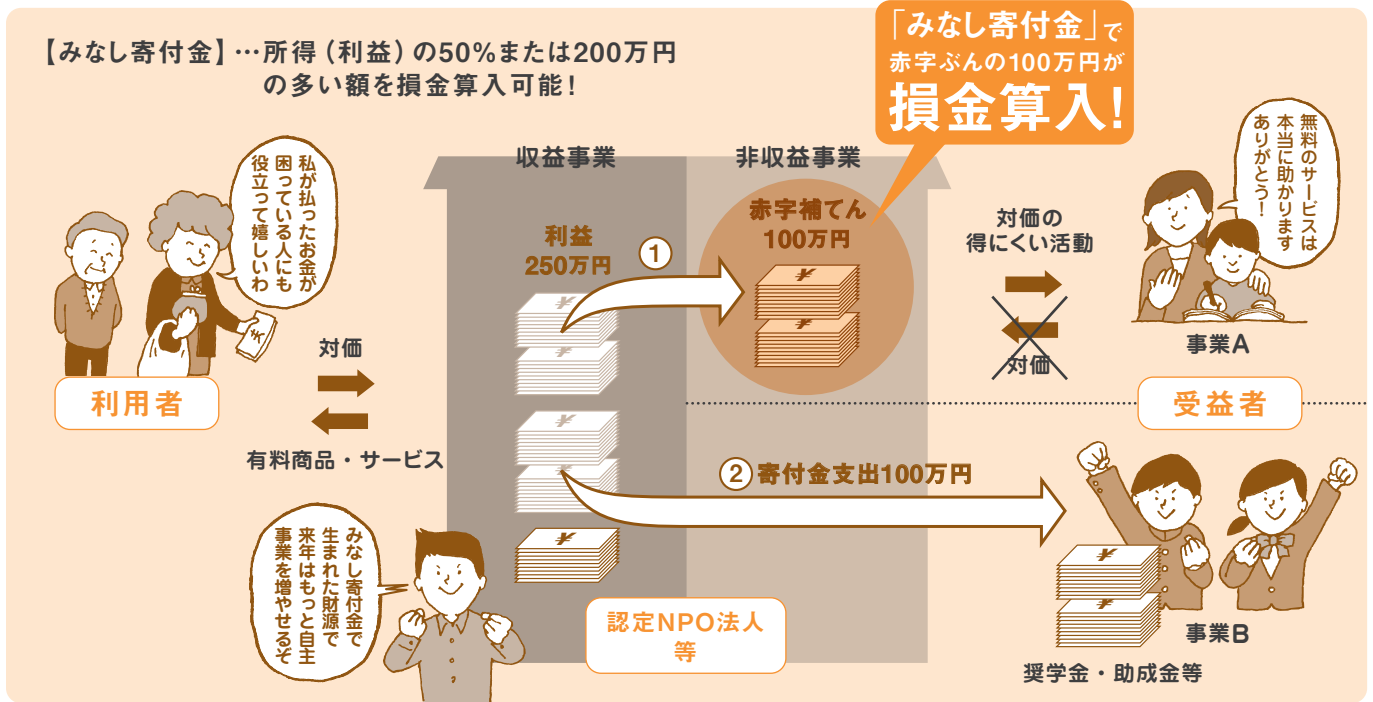
みなし寄付金 法人税等

この法人が対象	認定NPO法人	特例認定NPO法人	公益社団・財団法人	社会福祉法人
	NPO法人	一般社団・財団法人	学校法人	更生保護法人

※公益社団・財団法人のみ上限金額が異なります。

法人税が減り、活動資金が増える!

- ポイント**
- 団体自身が支払う法人税の軽減措置。
 - 所得(利益)の50%と200万円、どちらか多い額が損金に。
 - 事業費用への充当と、寄付金支出と、2つの使い方がある。



みなし寄付金利用前 (NPO法人)

収益事業	+250万円
法人税等	250万円 × 約20% = 50万円の負担
利益(所得)	
非収益事業	-100万円(赤字)
法人全体	+150万円
法人税等負担	-50万円
当期正味財産増減	+100万円

認定取得

みなし寄付金利用後 (認定NPO法人)

収益事業	+250万円
(みなし寄付金)……①	-100万円
(寄付金損金算入)……②	-100万円
法人税等	50万円 × 約20% = 10万円
非収益事業	-100万円(赤字)
法人全体	+150万円
法人税等負担	-10万円
当期正味財産増減	+140万円

優遇税制活用!

「みなし寄付金」を活用することで、法人税負担が軽減され、自主財源が増える!

三方良しのボーナス税制を活用しよう!

「売り手よし」「買い手よし」「世間よし」みんなが喜ぶ税制です。法人税の申告で年に一度のボーナスをもらおう!



はじめてのみなし寄付金

1-A. 収益事業会計から非収益事業に支出(みなし寄付)

収益事業から非収益事業の経費などを支出します。



+

1-B. 収益事業会計から外部へ寄付金を支出(寄付金支出)

他のNPO法人や支援対象の個人などに寄付金を支出します。



2. 法人税の確定申告で「別表十四(二)」に記載

「別表十四(二) 寄附金の損金算入に関する明細書」の

《公益法人等の場合》に記入が必要です。

みなし寄付金分は **26: 同上以外のみなし寄附金額** に、
寄付金支出分は **27: その他の寄附金額** に計上します。

3. 「適用額明細書」も忘れず記載

「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律(租特透明化法)」に基づく「適用額明細書」にも記載が必要です。忘れないようにしてください。

4. 「みなし寄付金」等の適用で法人税が大幅軽減!



使わなきゃ絶対損だよ。
どんどん活用しよう!



条件・注意点

- 税法上の「収益事業」を行っており、法人税を申告している認定NPO法人等が対象です。当該事業年度末の時点で認定を受けていれば利用可能です。
- 収益事業から得た利益を、特定非営利活動事業(本来事業)等であって、かつ法人税が課税されない非収益事業に充てた場合、「所得の50%」または「年200万円」どちらか多い額を損金算入できます。【表面イラスト①: みなし寄付金】
- 非収益事業の費用に充てるだけでなく、外部への寄付金支出にも使えます。NPO法人が寄付金を支出した際の損金算入限度額は、所得金額の1.25%(一般枠)ですが、認定NPO法人では「所得の50%」または「年200万円」どちらか多い額に拡大されます。【表面イラスト: ②寄付金損金算入】
- 非収益事業への充当と外部への寄付金支出どちらにも使う場合は、合計額で計算します。
- この制度を利用した場合は、法人税の確定申告時に「寄附金の損金算入に関する明細書」別表十四(二)への記載が必要です。
- 認定NPO法人の場合、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律に基づく「適用額明細書」にも記載が必要です。公益社団・財団法人の場合は、適用上限額や提出書類等の一部が異なります。

発行日: 2018年5月1日

発行者: 認定NPO法人シーズ・市民活動を支える制度をつくる会
TEL: 03-5439-4021 Eメール: npoweb@abelia.ocn.ne.jp
<http://www.npoweb.jp/>

デザイン: 佐藤真喜子

Supported by THE NIPPON FOUNDATION

お問い合わせ先